

# 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進に関する行動指針

平成27年7月24日

国民健康保険は、医療行政の一端を担うとともに、高齢化・医療技術の発達による医療費の増加が見込まれ、医療費の適正化が重要な課題となっている。

このため、佐久市国民健康保険の加入者を含む市民、医療関係者等の後発医薬品に対する理解を深め、後発医薬品の安心使用の促進等を図ることにより、患者負担の軽減とともに医療費を抑制し、ひいては国民健康保険被保険者の保険税負担の軽減に資するため、普及啓発等に向けた積極的・継続的な取組みが求められている。

(行動指針)

## 1 後発医薬品の使用割合目標

後発医薬品の使用割合目標数値を設定することにより、実現に向けたモチベーションをより向上させることが不可欠である。

そこで、佐久市国民健康保険における後発医薬品の数量シェア(※新指標:平成27年4月末現在の使用率61.4%)を、平成28年度末までに70%以上、平成29年度から平成31年度末までの早い時期に80%以上とする。

意欲的な目標数値を根拠のあるものとするため、年次の数値目標を設定し、目標達成のための具体的事業に係る各年度の行動計画を立てるものとする。また、その進捗状況等の評価や必要に応じた計画見直し等を行うものとする。

※新指標＝後発医薬品の数量/(後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量)

## 2 後発医薬品の普及に係る現状及び今後の課題の把握

後発医薬品の普及への取組みに当たっては、現状の把握から課題を明確にして、それぞれ関係する主体が積極的な取組みを行うことが不可欠である。また、後発医薬品の推進の意義、メリットについて、医療機関(医師)、薬局(薬剤師)、市民に対してさらなる理解の促進が必要である。

【参考】

●想定される後発医薬品の使用促進に向けた課題(健康保険組合連合会調査結果より)

### 1) 医師側の課題

- ・後発医薬品への信頼性が低い
- ・後発医薬品の銘柄指定が一部で発生している

### 2) 調剤薬局の課題

- ・薬剤情報提供文書による患者への情報提供が徹底されていない

- ・後発医薬品調剤体制加算制度が100%活用されていない

### 3) 患者側の課題

- ・後発医薬品への信頼性が低い
- ・先発医薬品に対応する後発医薬品の品数が多く、選択しづらい

### 4) メーカー側の課題

- ・安定供給が確保されていない場合がある
- ・MR等、広報、営業支援体制が不十分

## 3 具体的な取組み

### (1) 後発医薬品の使用状況等に関する調査の実施

後発医薬品の使用促進を図るうえで、薬局薬剤師の後発医薬品に対する意識は非常に重要である。このことから、薬剤師会と連携し、市内薬局における後発医薬品の使用状況等に関する調査を実施するものとする。

### (2) 「協議の場」の設立

医療機関、薬局、行政等がお互いの情報を提供・共有し、後発医薬品の使用に係る現状と課題を把握したうえで使用促進に取り組んで行くことが重要であることから、医療機関、薬局、行政等による「協議の場」を設けることとする。また、薬剤師の少ない病院や薬剤師がいない診療所においては、後発医薬品の情報を単独で集めることが難しいことから、当該「協議の場」を地域の後発医薬品の「情報収集の場」として活用していくことも検討する。

### (3) 市民の理解促進(広報戦略)

- ① 国保加入者への周知
- ② 市民全体への周知

### (4) 医療機関、薬局の理解促進(協働)

- ① 情報提供
- ② 問題意識の共有
- ③ 市内薬局との協働
- ④ 市内医療機関との協働

## 4 事業効果の把握と分析評価

費用対効果の追及とPDCAサイクルによる後発医薬品の使用割合目標の達成

- (1) P=後発医薬品の使用割合の年次目標設定と各種使用促進事業(行動)計画の策定
- (2) D=各種使用促進事業の実施
- (3) C=効果測定
- (4) A=改善